

福岡県公報

平成26年9月2日
第3625号

目次

告示(第759-772号)

- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) 1
 - 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) 1
 - 都市計画事業の認可 (公園街路課) 2
 - 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (環境保全課) 2
 - 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (環境保全課) 2
 - 生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課) 2
 - 生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課) 3
 - 生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退 (保護・援護課) 3
 - 生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 3
 - 生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課) 4
 - 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課) 4
 - 生活保護法に基づく指定を受けた施術者の住所(所在地)の変更 (保護・援護課) 5
 - 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 5
 - 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) 5
- ### 公 告
- 平成26年度技能検定(後期)の実施 (職業能力開発課) 6
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
 - 平成26年度砂利採取業務主任者試験の実施 (工業保安課) 8
 - 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) 9

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 10
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 10
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 11
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 11
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 11
- 県営土地改良事業の換地処分 (農村森林整備課) 11

公安委員会

- 福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (警察本部通信指令課) 12
- 警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全総務課) 12
- 警備業法第23条に規定する検定の実施 (警察本部生活安全総務課) 14

海区漁業調整委員会

- 浮きを使用した釣りの制限について (漁業管理課) 17

告 示

福岡県告示第759号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第2項の規定により告示する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
257	飯塚市大字立岩1646番地 三角歌子	飯塚市大字立岩1646番地 三角歌子	平成26年 8月14日

福岡県告示第760号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例(昭和39年福岡県条例第48号)第3条第2項の規定により告示する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
257	久留米市諏訪野町2429番地2 本村芳子	久留米市諏訪野町2429番地2 本村芳子	平成26年 8月16日

福岡県告示第761号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 施行者の名称

大野城市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡都市計画道路事業 7・5・107号 乙金大池線

3 事業施行期間

平成26年8月21日から平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

大野城市乙金一丁目、大池一丁目地内

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第762号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する要措置区域

大牟田市四山町79番27、79番28、79番29、79番30、79番31、101番1、101番12、101番13及び101番14

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 要措置区域において講ずべき汚染の除去等の措置

土壤含有量基準に適合する汚染状態にある土壤により覆うこと（規則別表第5の9の項の中欄）

福岡県告示第763号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する形質変更時要届出区域

大牟田市四山町79番27、79番28、79番29、79番30、79番31、101番1、101番12、101番13及び101番14

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

ほう素及びその化合物

福岡県告示第764号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例による

ものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
み生34	みやま腎泌尿器科クリニック	みやま市瀬高町下庄字北原2214番1	H26・8・1
春生歯92	塚原台まさむねデンタルクリニック	春日市大字下白水67番11	H26・8・1
筑紫生歯77	荒木歯科医院	筑紫野市石崎二丁目7-2	H26・7・1
行生歯79	医療法人宝歯会行橋スマイル歯科小児歯科医院	行橋市西宮市三丁目8-1 ゆめタウン行橋内	H26・7・1
糸島地生薬59	タカラ薬局 浦志	糸島市浦志二丁目199番1	H26・8・1
八女生薬48	ベル薬局	八女市稲富字蔵ノ町136-1	H26・7・1
大生訪19	すぎ訪問看護ステーション	大牟田市大字田隈950番地1	H26・7・1

福岡県告示第765号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小 川 洋

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
飯生訪8	医療法人康和会柴田みえこ在宅ケアセンター 訪問看護	飯塚市鶴三緒1546-3	H26・6・30

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大生252	呼吸器科循環器科渡辺内科医院	大牟田市一浦町5-10	H26・6・30
筑紫生歯61	荒木歯科医院	筑紫野市石崎二丁目7-2	H26・6・30
福岡生歯79	さいとう歯科医院	筑紫郡那珂川町今光三丁目5	H26・7・15
大生歯128	大田歯科医院	大牟田市旭町三丁目3-11	H26・7・7
大生歯187	辻芳郎歯科クリニック	大牟田市有明町二丁目2-21	H26・7・16
像生薬3	愛誠堂薬局	宗像市田熊561-5	H9・3・31

福岡県告示第766号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名称	所在地	指定の辞退年月日
大生歯103	塚本歯科医院	大牟田市白金町220	H26・8・4

福岡県告示第767号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国等の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のよ

うに告示する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
大生447	医療法人福岡輝生会 大牟田記念病院	医療法人福岡輝生会 大牟田中央病院	大牟田市大字歴木1841番地	H 26・7・1
み生薬26	元町薬局	平成堂薬局 元町店	みやま市瀬高町下庄1722-1	H 26・7・14
宮生薬14	有限会社ふれあい薬局	株式会社ふれあい薬局	宮若市宮田275-12	H 26・6・2

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
福津生47	よしき皮膚科・形成外科	福津市668番地（福岡駅東地区89街区画地）	福津市日蒔野六丁目14番3	H 26・6・2
田生180	原クリニック	田川市大字弓削田3654-1	田川市大字弓削田1165-1	H 26・7・14
福津生歯26	むとベデンタルオフィス	福津市2695番地1（福岡駅東地区33街区1画地）	福津市日蒔野一丁目4番地の10	H 26・5・31
福津生歯34	郡歯科クリニック	福津市福岡駅東地区画整理事業地内61街区-1	福津市日蒔野五丁目15-7	H 26・6・1
田川生歯78	医療法人宮城歯科医院	田川郡添田町大字添田1271	田川郡添田町大字添田1274番地の1	H 13・4・1
福津生薬26	さんくす薬局福岡店	福津市福岡駅東地区画整理事業地内11街区3-1	福津市日蒔野三丁目1-109	H 26・6・1
み生薬26	平成堂薬局元町店	みやま市瀬高町下庄1718-10	みやま市瀬高町下庄1722-1	H 26・7・14
田生薬72	田中漢方薬局	田川市本町13-9	田川市本町12-22	H 26・7・1
飯生訪10	ハッピーライフ訪問看護ステーション	飯塚市楽市159-2	飯塚市楽市315-1	H 26・7・10

福岡県告示第768号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
中生柔30	石橋 正臣（岩瀬西整骨院）	中間市岩瀬西町4-20 サンヴァイレッジ宮園101	H 26・6・1
中生柔31	水澤 暢（岩瀬西整骨院）	中間市岩瀬西町4-20 サンヴァイレッジ宮園101	H 26・6・1
筑紫生柔65	吉原 雅英（ときわ整骨院）	筑紫野市美しが丘南一丁目2-6 エクレールスガワ102	H 26・7・23
春生柔45	古賀 友二（宝町整骨院）	春日市宝町三丁目11-1	H 26・7・22
福津生柔30	薄 俊哉（みやじはま整骨院）	福津市宮司浜三丁目10-34	H 26・7・14
朝倉生柔17	山平 訓（山平整骨院）	朝倉市一木17-1 コーポ窪山102号	H 26・7・30
粕生柔102	池田 良介（大きな森の整骨院）	糟屋郡宇美町宇美東一丁目1-1	H 26・7・1
粕生柔103	嶽 歩（あゆみ整骨院）	糟屋郡志免町桜丘一丁目14-9	H 26・1・5
春生はき4	古賀 友二（宝町鍼灸院）	春日市宝町三丁目11-1	H 26・7・22

福岡県告示第769号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
筑生柔19	古賀 麻衣（陽色整骨院）	筑後市大字馬間田1322	H 26 ・ 7 ・ 7
中生柔25	西江 将郎（岩瀬西整骨院）	中間市岩瀬西町4-20 サンヴェイレッジ宮園101	H 26 ・ 5 ・ 31
粕生柔62	池上 亮（大きな森の整骨院）	糟屋郡宇美町宇美東一丁目1-1	H 26 ・ 6 ・ 30
嘉生柔17	林田 浩昌（日の隈整骨院）	嘉穂郡桂川町大字吉隈北ヶ浦854-1	H 26 ・ 7 ・ 31

福岡県告示第770号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
大川生柔3	石橋 秀（石橋整骨院）	大川市大字津12-1	大川市大字津23-4	H 1 ・ 11 ・ 3

福岡県告示第771号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川末江字洪柿744、字寺山745、犀川久富字勘丹2068

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字寺山745・字洪柿744・字勘丹2068（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第772号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

京都郡みやこ町犀川喜多良字片原1277の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字片原1277の2（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

平成26年度技能検定（後期実施）を次のように実施する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小 川 洋

1 受検資格

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第45条並びに職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条から第64条の4まで及び第64条の6に定めるところによる。

2 等級別職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器

組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

さく井（ロータリー式さく井工事作業）、工場板金（機械板金作業及び数値制御タレットパンチプレス板金作業）、ロープ加工（ロープ加工作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業及び設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業及び集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業及び鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空調機器施工（冷凍空調機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、製版（DTP作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業及び和菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業及びプラント配管作業）、厨房設備施工（厨房設備施工作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（アスファルト防水工事作業、合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、カーテンウォール施工（金属製カーテンウォール工事作業）、自動ドア施工（自動ドア施工作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図CAD作業）、電気製図（配電盤・制御盤製図作業）、金属材料試験（機械試験作業及び組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）、義肢・装具製作（義肢製作作業及び装具製作作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業）

(3) 3級

機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（配電

盤・制御盤組立て作業及びシーケンス制御作業)、プリント配線板製造(プリント配線板設計作業)、時計修理(時計修理作業)、冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)、和裁(和服製作作業)、建築大工(大工工事作業)、配管(建築配管作業)、機械・プラント製図(機械製図CAD作業)及び電気製図(配電盤・制御盤製図作業)

(4) 単一等級

樹脂接着剤注入施工(樹脂接着剤注入工事作業)及びバルコニー施工(金属製バルコニー工事作業)

3 技能検定の実施方法等

技能検定は実技試験及び学科試験によって実施する。

(1) 実技試験

ア 技能検定試験手数料 17,900円

公共職業能力開発施設等の訓練生及び大学、高等学校、専門学校等の在校生が3級を受検する場合には、11,900円とする。

イ 実施日及び場所

実施日	場所
平成26年12月3日(水曜日)から平成27年2月15日(日曜日)までの間において別に福岡県職業能力開発協会が指定する日	福岡県職業能力開発協会が指定する場所

ウ 試験問題の公表

実技試験の問題は、平成26年11月26日(水曜日)に福岡県職業能力開発協会において公表する。ただし、一部の職種に係る問題の全部又は一部については公表しない。

(2) 学科試験

ア 技能検定試験手数料 3,100円

イ 実施日及び場所

次の表に掲げる検定職種に応じて、それぞれ同表中欄に掲げる日及び右欄に掲げる場所において行う。

検定職種	実施日	場所
(ア) 1級及び2級 ローブ加工、機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、菓子製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験 (イ) 3級 電気機器組立て及び配管	平成27年1月25日 (日曜日)	福岡県職業能力開発協会が指定する場所
(ア) 特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造 (イ) 1級及び2級 油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図、さく井、工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、パン製造及びコンクリート圧送施工 (ウ) 3級 冷凍空気調和機器施工、機械・プラント製図、機械加工及び時計修理 (エ) 単一等級 バルコニー施工	平成27年2月1日 (日曜日)	
(ア) 1級及び2級 舞台機構調整	平成27年2月4日 (水曜日)	
(ア) 1級及び2級 半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、和裁、製版、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、自動ドア施工、電気製図、塗装、義肢・装具製作及び機械保全 (イ) 3級 機械検査、プリント配線板製造、和裁、建築大工及び電気製図 (ウ) 単一等級 樹脂接着剤注入施工	平成27年2月8日 (日曜日)	

4 受検手続及び受付期間

(1) 受検の申込方法

ア 技能検定受検申請書（実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面を添付すること。）を福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 電話番号092-671-1238）へ提出すること。

イ 技能検定受検申請書の用紙及び受検案内は、福岡県職業能力開発協会等で交付する。郵便によって技能検定受検申請書の用紙を請求する場合は、郵便切手140円を同封すること。

ウ 実技試験及び学科試験の受検手数料は、福岡県職業能力開発協会に同協会が指定する方法により納入すること。受検手数料は、申込みの受付後は申込みを取り消した場合又は検定を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受検を申し込む場合は、必ず書留郵便又は宅配便によること。

(2) 受付期間

ア 受検申込みの受付期間は、平成26年10月6日（月曜日）から同年10月17日（金曜日）まで（午前9時00分から午後5時00分まで）とする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には、受付を行わない。

イ 郵便による受検申込みは、平成26年10月17日（金曜日）までの消印があるものに限り受け付ける。

5 合格者の発表等

(1) 実技試験及び学科試験の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、福岡県職業能力開発協会が書面で本人に通知する。

(2) 技能検定の合格者発表

技能検定の合格者発表は、平成27年3月13日（金曜日）に福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課及び福岡県職業能力開発協会に掲示して行うとともに、福岡県ホームページに掲載する。

(3) 合格証書

技能検定の合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については福岡県知事名の合格証書を交付する。

6 その他

技能検定についての問合せは、福岡県職業能力開発協会（郵便番号813-0044 福岡市東区千早五丁目3番1号 電話番号092-671-1238）又は福岡県福祉労働部労働局職業能力開発課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 電話番号092-643-3601）に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

中間市大字垣生字寺ノ下890番8、890番9、890番15、890番17及び890番18並びに字濱985番

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

中間市垣生128-1

社会福祉法人 みんなの家会

理事長 鞘師 めぐみ

公告

平成26年度砂利採取業務主任者試験を次のように実施する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 受験資格

特に制限はない。

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記による試験とし、試験科目等は、次のとおりとする。

ア 砂利の採取に関する法令

イ 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

(2) 日時及び場所

日 時	場 所
平成26年11月14日（金曜日） 午前10時00分から正午まで	福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎会議室

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験願書1部に次に掲げる書類、写真（申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦6センチメートル、横5センチメートルで、その裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）1枚及び受験申込手数料8,000円を添えて、福岡県商工部工業保安課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「工業保安課」という。）に提出すること。

(ア) 履歴書1部

(イ) 受験票1部

イ 受験願書、履歴書及び受験票の用紙は、工業保安課で交付する。郵便によってこれらの用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手（2部まで。3部の場合は205円、4部又は5部の場合は250円。）を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料8,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後は、申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合には、必ず書留郵便（簡易書留郵便を含む。）にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成26年9月16日（火曜日）から同年10月20日（月曜日）までの土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第

178号）に規定する日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成26年10月20日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者は、平成26年11月末までに発表する。発表は、福岡県公報に登載するほか、各受験者に合否の通知をして行う。

5 その他

受験手続その他の試験に関する事項の問合せは、工業保安課（電話092-643-3438）に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

(1) 大牟田都市計画道路1・4・1号大牟田大川線

(2) 大牟田都市計画臨港地区

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成26年9月24日 午後7時00分から午後9時00分まで

(2) 場所

大牟田市労働福祉会館2階 研修室（大牟田市笹林町一丁目1番地1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 大牟田都市計画道路の変更の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
1・4・1号大牟田大川線	起点 大牟田市四山町 終点 みやま市高田町徳島字外縫 主な経過地 大牟田市昭和開	約12,970メートル

(2) 大牟田都市計画臨港地区の変更の案の概要

名 称	位 置	区域（延長）
三池港臨港地区	大牟田市新港町、西港町一丁目、西港町二丁目、浪花町、四山町、早米来町二丁目の各一部	約343.9ヘクタール

(3) 閲覧

平成26年9月2日から同年9月16日までの間、1の(1)については福岡県建築都市部都市計画課、大牟田市都市整備部都市計画・公園課及びみやま市建設都市部都市計画課において、1の(2)については福岡県建築都市部都市計画課及び大牟田市都市整備部都市計画・公園課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成26年9月16日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問合せにより確認すること。

(3) 問合せ先

この公聴会についての問合せは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡志免町片峰中央二丁目1943番2、1949番2及び1951番1から1951番12まで、並びにこれらの区域内の里道の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区麦野六丁目16番14号

有限会社 ホームズ福岡ユー・エヌ

代表取締役 西 日出寿

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る契約の名称

ヘリコプター・テレビ・システム受信局（警察本部）賃貸借契約

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成26年7月30日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

NTTファイナンス株式会社九州支店

(2) 住所

福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

5 決定金額

143,311,680円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告

平成26年6月17日

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成26年8月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人メディカル療法師認定協会

(2) 代表者の氏名

青木 誠介

(3) 主たる事務所の所在地

太宰府市大字北谷535番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、整体等各種療法による健康増進の普及啓発及び整体師等各種療法師の養成並びに学術、技術の研究発展を図り、もって国民の健康及び福祉の維持向上を目指し、広く社会に貢献することを目的とする。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市水城三丁目41番14、41番26から41番38まで、293番189、293番190、293番238、1102番1及び1102番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区箱崎一丁目15番23号

株式会社 よかタウン

代表取締役 野島 幸司

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市平垣字小浦227番3及び227番4、並びに字北明342番2、342番8、342番9及び342番11から342番33まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

飯塚市上三緒367番地7

WILLハウジング 株式会社

代表取締役 松岡 美和子

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように

換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成26年9月2日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
八女市井延、祈祷院、津江及び忠見の各一部 (八女東部第2地区)	平成26年8月22日

公安委員会

福岡県公安委員会規則第8号

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成26年9月2日

福岡県公安委員会

福岡県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

福岡県警察の組織に関する規則（平成6年福岡県公安委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第23条第4号及び第5号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公安委員会告示第230号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

平成26年9月2日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

(1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
平成26年10月22日（水）から 同年10月29日（水）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を含める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
平成26年10月27日（月）から 同年10月29日（水）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

3 受講定員

(1) 新規取得講習

42名

(2) 追加取得講習

6名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。）に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、前記4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 受付期間

平成26年10月1日（水）から同年10月3日（金）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号
福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

- (ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通
※ 同申込書には、押印の上、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。
- (イ) 前記4(1)に掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面
- a アに該当する者
最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）及び履歴書
- b イに該当する者
合格証明書（1級）の写し
- c ウに該当する者
合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等
- d エに該当する者
旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し
- e オに該当する者
旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

- (ア) 前記5(3)アに掲げる書面
- (イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(4) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず前記5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、前記5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以内（県の休日を除く。）に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状（本人が署名したものに限る。）を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具及び受講申込み時に交付を受けた講習教本を必ず持

参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること（各受講者への貸与ロッカー有り）。

(2) 講習に関する問合せは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活安全総務課警備係(電話092(641)4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育センター（電話093(381)2627）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課（生活安全刑事課）又は福岡県警察警備員教育センターにおいて受け取ることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。

福岡県公安委員会告示第231号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成26年9月2日

福岡県公安委員会

1 検定の種別

- (1) 貴重品運搬警備業務1級
- (2) 施設警備業務1級

2 検定の実施日、時間及び場所

- (1) 貴重品運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成26年12月3日（水）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

- (2) 施設警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成26年12月4日(木)	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

※ 上記各表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

3 受検定員

各検定15名

4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかに該当するもの

- (1) 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの
- (2) 都道府県公安委員会が前記(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

6 学科試験及び実技試験

(1) 貴重品運搬警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること

- 。
- (エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

- (オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

- (イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

- (ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 施設警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項

- (イ) 法令に関すること。

- (ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

- (エ) 施設警備業務の管理に関すること。

- (オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

- (イ) 施設警備業務の管理に関すること。

- (ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

7 検定申請手続等

(1) 事前（電話）受付期間

平成26年11月4日（火）から同年11月6日（木）までの午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）

(2) 受検申請手続期間

事前（電話）申込日及びその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間（正

午から午後1時00分までの間を除く。)

(3) 受検申請手続場所

- ア 住所地を管轄する警察署
- イ 営業所を管轄する警察署

(4) 必要書類

ア 必須書類

(ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)

(イ) 写真2枚(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの)

(ウ) 1級の受検資格を疎明する、以下のいずれかの書類

- a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面(警備業者が作成する警備業務従事証明書等)
- b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面(1級検定受検資格認定書)

イ 必要に応じて添付すべき書類

- (ア) 住所地を管轄する警察署に申請する場合
住所を疎明する書面(住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等)
- (イ) 営業所を管轄する警察署に申請する場合
営業所に属していることを疎明する書面(営業所所属証明書等)

(5) 検定手数料

- ア 貴重品運搬警備業務1級 16,000円
- イ 施設警備業務1級 16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(6) 申請方法

ア 受検を希望する者は、原則として受検希望者本人が、まず前記7(1)の事前(電話)受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話(093(381)2627)に電話して事前申込み(1電話につき1名)を行い、事前受付番号を取得すること。ただし、先着順で事前受付を行い、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を締め切ることとする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 事前(電話)申込みを行い事前受付番号を取得した者は、前記7(2)のとおり、事前申込みを行った当日又はその翌日の午前9時00分から午後5時00分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)に、前記7(3)のとおり、住所地又は営業所の所在地を管轄する警察署に事前受付番号を申告するとともに、前記7(4)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

※ 書類持参以外の方法(郵送等)による申込みは、一切受け付けない。

ウ 事前受付番号を取得した場合であっても、前記7(2)の受検申請手続期間内(2日間)に受検申請手続を行わなかった者の事前受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受検申請手続は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状(本人が署名したものに限り)を持参すること。

8 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格(90パーセント以上の成績を合格とする。)した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

- (1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装(靴)を必ず持参すること。
- (2) 検定に関する問合せは、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間(正午から午後1時00分までの間を除く。)、福岡県警察本部生活安全総務課警備係(電話092(641)4141内線3033、3034)又は福岡県警察警備員教育センター(電話093(381)2627)に対して行うこと。

(3) 検定申請書(検定規則別記様式第1号)については、各警察署の生活安全課又は

生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

- (4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。
- (5) 本検定は、長崎県公安委員会と共同で実施する。

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第167号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りの制限について、次のとおり指示する。ただし、福岡県漁業調整規則（昭和43年福岡県規則第64号）第47条第1項の規定に基づき知事の許可を受けた者が採捕する場合はこの限りでない。

平成26年9月2日

筑前海区漁業調整委員会
会長 本田 清一郎

1 浮きを使用した釣りの禁止

次の(1)～(7)の区域において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。

- (1) 沖ノ島
宗像市沖ノ島最大高潮時海岸線から2海里以内の区域。ただし、いそ釣りは除く。
- (2) 波津白瀬
次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。
（世界測地系）
ア 北緯33° 56.055分、東経130° 33.080分
イ 北緯33° 55.064分、東経130° 33.109分
ウ 北緯33° 55.094分、東経130° 34.663分
エ 北緯33° 56.074分、東経130° 34.621分
（日本測地系）
ア 北緯33° 55.855分、東経130° 33.220分
イ 北緯33° 54.864分、東経130° 33.249分

ウ 北緯33° 54.894分、東経130° 34.803分

エ 北緯33° 55.874分、東経130° 34.761分

(3) 幸辰

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33° 59.032分、東経130° 35.181分

イ 北緯33° 58.885分、東経130° 35.390分

ウ 北緯33° 58.338分、東経130° 35.028分

エ 北緯33° 58.648分、東経130° 34.689分

（日本測地系）

ア 北緯33° 58.832分、東経130° 35.321分

イ 北緯33° 58.685分、東経130° 35.530分

ウ 北緯33° 58.138分、東経130° 35.168分

エ 北緯33° 58.448分、東経130° 34.829分

(4) 箱山出シ

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯34° 0.271分、東経130° 33.321分

イ 北緯34° 0.661分、東経130° 33.707分

ウ 北緯34° 0.199分、東経130° 34.950分

エ 北緯33° 59.986分、東経130° 34.760分

（日本測地系）

ア 北緯34° 0.071分、東経130° 33.461分

イ 北緯34° 0.461分、東経130° 33.847分

ウ 北緯33° 59.999分、東経130° 35.090分

エ 北緯33° 59.786分、東経130° 34.900分

(5) ロクロ・スギザキ・相ノ切レ

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯34° 1.508分、東経130° 37.620分
- イ 北緯34° 0.006分、東経130° 38.698分
- ウ 北緯33° 59.149分、東経130° 40.075分
- エ 北緯33° 59.355分、東経130° 40.526分
- オ 北緯34° 0.260分、東経130° 40.027分
- カ 北緯34° 0.724分、東経130° 39.399分
- キ 北緯34° 1.547分、東経130° 38.614分

(日本測地系)

- ア 北緯34° 1.308分、東経130° 37.760分
- イ 北緯33° 59.806分、東経130° 38.838分
- ウ 北緯33° 58.949分、東経130° 40.215分
- エ 北緯33° 59.155分、東経130° 40.666分
- オ 北緯34° 0.060分、東経130° 40.167分
- カ 北緯34° 0.524分、東経130° 39.539分
- キ 北緯34° 1.347分、東経130° 38.754分

(6) 白島西沖

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯34° 1.608分、東経130° 42.248分
- イ 北緯34° 1.425分、東経130° 41.796分
- ウ 北緯34° 0.577分、東経130° 42.223分
- エ 北緯34° 0.865分、東経130° 42.762分

(日本測地系)

- ア 北緯34° 1.408分、東経130° 42.388分
- イ 北緯34° 1.225分、東経130° 41.936分
- ウ 北緯34° 0.377分、東経130° 42.363分
- エ 北緯34° 0.665分、東経130° 42.902分

(7) コ瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

- ア 北緯34° 2.161分、東経130° 42.318分
- イ 北緯34° 2.514分、東経130° 42.945分
- ウ 北緯34° 1.748分、東経130° 43.413分
- エ 北緯34° 1.498分、東経130° 42.691分

(日本測地系)

- ア 北緯34° 1.961分、東経130° 42.458分
- イ 北緯34° 2.314分、東経130° 43.085分
- ウ 北緯34° 1.548分、東経130° 43.553分
- エ 北緯34° 1.298分、東経130° 42.831分

2 指示の有効期間

平成26年9月21日から平成29年9月20日まで